

日本アメリカ史学会第21回年次大会のプログラム

日時 2024年9月14日(土)・15日(日)

会場 明治学院大学白金キャンパス(東京都港区白金台1-2-3)

1日目 2024年9月14日(土)

シンポジウムA 13:30~17:00 (R3201)

後援: 明治学院大学国際平和研究所(PRIME)

「アメリカの占領と植民地主義を再考する——アジア大陸の両端から」

報告者:

藤目ゆき(大阪大学)

朝鮮戦争戦域としての日本「本土」における民間人の人身被害

高内悠貴(弘前大学)

再編される戸籍と家父長制——米統治下沖縄において越境する女性たちの経験から見る日米帝国主義

小阪裕城(釧路公立大学)

「人権」の普遍性を遮断する——アメリカにおける人権外交論再編の歴史的文脈としての国際法の学知と反動——

コメンテーター:

佐藤雅哉(愛知県立大学) 上原こずえ(東京外国語大学)

司会:

長島怜央(東京成徳大学)

本シンポジウムでは、第二次世界大戦後の日本とイスラエルを中心に、両国による不条理とアメリカの関与の歴史が議論された。

藤目ゆき氏の第一報告では、朝鮮戦争下の日本本土における民間人被害に着目して、ファシズム打破や日本の民主化擁護を謳う「偉大な国」アメリカの自画像が検証された。藤目氏は「朝鮮戦争戦域」という地図作製法に基づき、日本本土の民間人被害が南北朝鮮や沖縄と連続した、朝鮮戦争下の米軍の軍事力行使の一部だと指摘した。他方、この問題の根幹には、占領主体たる米国のみならず、被占領国日本の指導層による親米・反共・朝鮮戦争関与という積極的な共犯関係があると論じられた。

高内悠貴氏の第二報告では、米統治下の沖縄で、とくに物理的/社会的なボーダーを越境した女性の日常を規定した日米の共犯関係と沖縄社会の家父長制が絡まり合う権力構成が分析された。高内氏は、米軍が、戦前日本の家父長制の維持や差別的な植民地の人口管理に重要な役割を果たした戸籍を利用した点に注目し、家長の「保護」なき移住女性や米兵と婚姻関係を求めた女性が占領者と地元社会の両者から潜在的「売春婦」とみなされ、厳しく取

り締まられた点を解明した。1957年まで旧民法が効力を有した沖縄では、とくに戸籍は家長制と植民地主義的構造が異なる意図をもちつつ連動する結節点であった。

小阪裕城氏の第三報告では、アメリカの人権外交をめぐるギャップについて、ダブルスタンダード等の指摘を越え、「人権」の法的次元を歴史的に検証する必要性が論じられた。焦点は、2019年にマイク・ポンペオ国務長官が設置した「不可譲の権利委員会」による『不可譲の権利委員会報告書』（2020年）である。同報告書は、慣習国際法として認められた世界人権宣言の法的拘束力を否定した。かかる人権外交論再編の背景には、第一に国民国家単位の政治秩序を重んじ国際人権レジームを警戒する、イスラエルの政治哲学者ヨラム・ハズニー主導の国際的な右派の組織化がある。第二に、1980年代におけるアメリカ法曹コミュニティの保守革命以降、慣習国際法の正当性が攻撃されてきたという歴史がある。

以上の報告に対し、上原こずえ氏は、藤目報告の「戦域」に着目し、1970年代の沖縄島中部における基地被害と地元の抵抗運動を例示しつつ、沖縄が現在に至るまで戦争の脅威にさらされると同時に戦争の脅威を再生産するために利用されていると指摘した。佐藤雅哉氏は、米国史の通例の使用法とは異なる「占領」「植民地主義」の用語でイスラエルと日本を並べた本シンポジウムへの疑問と可能性を指摘した。また各報告に対し、（藤目報告）「朝鮮戦争戦域」として日本本土を含めて捉えるメリットとデメリット、（高内報告）①1950年代以降、戸籍を利用した女性の取締りが変化したかどうか、②米国が現地法を利用して占領統治を行った沖縄の事例が特殊かどうか、（小阪報告）法曹コミュニティの保守化とアメリカの占領や植民地主義の関係性、について質問を行った。

これに対し、藤目氏は、「戦域」という分析視角は朝鮮戦争が日本にとって「対岸の火事」でないことを強調するものであり、メリット／デメリットで語れないと答えた。高内氏は、①新民法改正後も女性の困難が継続したこと、②現地の人的・制度的リソースを利用した点で、米植民地下にフィリピン人を現地の官僚に登用したことが比較可能ではないかと回答した。小阪氏は、アメリカと日本・イスラエル関係の差が大きく、佐藤氏と同様に本シンポジウムの趣旨に疑問を述べた上で、今回の報告内容はアメリカの占領や植民地主義に直結しないが、それらの再考にとって重要な基礎作業になると答えた。

当日、会場参加者からも多くの質問があった。藤目氏は、戦後日本が「基地国家」という質問に、アメリカ庇護下の「国防国家」だと述べた。高内氏は、地元人権団体が苦境にある女性を支援したかとの質問に、支援はしたが女性を無力な存在と表象し、女性を悪魔化する米軍の表象を補完する危うさがあったと答えた。小阪氏は、①法曹コミュニティの保守化がもたらす影響について、アカデミズムでなく、右派シンクタンクを通して司法に波及する。②EU研究でいう「民主主義の不足論」との関係については、国際人権条約等の司法基準を国民国家に適用することへの反発が通底するゆえ、『不可譲の権利委員会報告書』を検証する意義もかかる世界的共通性にあると述べた。

本シンポジウムでは、アメリカの占領や植民地主義というテーマで日本とイスラエルを同時に扱う困難が示された一方、「アジア大陸の両端」（スピヴァク）の不正義として両者を

繋ぐことで、歴史学が現在喫緊の課題に応答する可能性も指摘された。アメリカ史研究およびPRIME後援企画として有意義な議論であった。なお、本シンポジウムの登録参加者数は74名であった。

(文責：土井 智義)

2日目 9月15日(日)

自由論題報告 9:30~12:10 (R3102)

第1報告

加藤智裕(公益財団法人中曽根平和研究所)

ケネディ、ジョンソン政権のインド・パキスタン政策 —— 「公平な」アプローチの追求と挫折——

第2報告

目黒志帆美(東北大学)

ハワイ王国における成文法制定過程の分析——1820年代の売春禁止をめぐる船員・宣教師・ハワイアン支配者

第3報告

吉川史恵(一橋大学・院)

日本人戦争花嫁向け「花嫁学校」と1950年代アメリカ社会

第4報告

宮崎早季(一橋大学・院)

ハワイ型セトラコーロニアリズムから再考する日系アメリカ人史 —— 補償要求(リドレス)運動に着目して

司会:

南修平(専修大学)

加藤会員は第二次世界大戦後におけるアメリカのインド・パキスタン政策に注目し、なぜアメリカはパキスタンとの「同盟」関係があるにもかかわらず、パキスタンと対立するインドへの軍事援助を実施し、「公平」なアプローチを追求しようとしたのかについて、主にケネディ、ジョンソン政権期にフォーカスして分析を行った。米パ関係がアメリカの対インド政策の従属的な要因として働いたという先行研究に対し、加藤会員はアメリカが印パ両国それぞれに違った重要性を見出しており、冷戦戦略上「公平な」アプローチをとらざるを得なかったとし、それはトルーマンからジョンソンまでの歴代政権でとられてきたアプローチであることを各政権の特徴とともに報告した。そして対共産主義勢力に比重を置くあまり、印パの対立要因であるカシミール問題を軽視したため印パ戦争を防げず、その後は両国の軍拡競争を管理し、再度の衝突が起きないように注視せざるを得なくなったと論じた。フロアからは、ジョンソン政権時に「公平な」アプローチが終わったとするならジョンソンは

なぜ印パの関係を抑制できると判断したのか、「公平な」アプローチに対する中東情勢の影響は考えられないか、といった質問があった。

目黒会員は1820年代にハワイで生じた売春をめぐる「レオイキ事件」に注目し、事件から1827年の売春禁止令制定までの過程を検証することで、ハワイ王国における成文法導入の意味を考察した。目黒会員は事件の中でハワイアン女性の外国人を相手にした「売春」をめぐる外国人船員、アメリカ人宣教師、ハワイアン支配者階級の三者の思惑が交錯する様子を分析し、この事件はイギリス人船員とアメリカ人宣教師がハワイアン女性の買春をめぐる衝突したものであるとともに、ハワイアン支配者内部の認識の相違や対立を示すものであったと論じた。そして、ハワイ王国がこの売春禁止令を成文化した目的が外国人統制のみであったのではなく、ハワイアン内部の統制をも意図した可能性を指摘した。フロアからは、宣教師の影響力の強さについて、検疫制度が整備されてきたこととこの事件の関係、ハワイにおける「売春」概念の難しさなど、多くの質問やコメントが寄せられた。

吉川会員は1950年代の日本で行われた駐留米軍人・軍属と結婚した日本人女性を対象とする米軍基地やその周辺施設での「花嫁学校」における渡米前教育について報告した。先行研究が、「花嫁学校」での教育に当時の日米関係や冷戦の影響が色濃く見られたと捉えることに対し、米国立公文書館所蔵の米国赤十字社史料を分析した吉川会員は、①政治的な面よりも宗教的で人道的な面が強かった、②教授内容が「家の中」から「社会の中」へ拡大した、③排除から包摂へ向かうアメリカ社会を反映していた、という3点を新たな視点として提示した。フロアからは「戦争花嫁」という用語の有効性、アメリカ赤十字社の宗教観、教育にあたった神父やラビの認識、「よき市民」を意識したカリキュラム内容とは具体的にどうということかという質問が寄せられた。

宮崎会員はハワイにおける補償要求（リドレス）運動に着目し、ハワイ型セトラコロニアリズムの枠組みを用いて、ハワイ日系人史と日系アメリカ人史を再考する報告を行った。宮崎会員は、1970年代以降ハワイ日系人の間で本土のようなリドレス運動が拡がらなかったのは、ハワイでは強制収容が決して抑圧された記憶ではなかったこと、このころまでにハワイ日系人の生活が安定し、政治や経済面でも地位を確立するに至っていたため、強く補償を要求する必要がなかったという点を指摘した。そして、ハワイ先住民から見れば日系人は地元民の土地を奪うほどまでになったセトラであり、その暴力性に注目する必要性を主張した。この主張に対してフロアからは、セトラコロニアリズムを導入しなければこの話は成立しないのか、強制収容などへの補償があったハワイはむしろリドレス運動にうまく組み込まれたと捉えられないのかといった質問が出された。

今年度の自由論題報告は1会場で行われたこともあって、早朝から多くの参加者が集まった。そして、各報告者が新たな知見や視角をアピールすることに対して、それを正面から受け止めた質問やコメントが相次ぎ、大変活発な議論が展開された。予定時間を大きく過ぎたのは運営側の反省点だが、非常に有意義な時間になったと言えるだろう。

(文責 南修平)

シンポジウム B 13:30～16:30 (R3101)

「1924 年移民法体制を考える」

報告者：

一政（野村）史織（中央大学）

ロジカ・シュヴィマーと 1924 年移民法体制の時代 – ナショナリズムと国際主義の
相剋

廣部泉（明治大学）

1924 年移民法体制修正の試み – 移民法修正運動の展開とアジア系という共通意識
の萌芽

戸田山祐（大妻女子大学）

1924 年移民法体制における短期移民労働者と非正規移民 – 「米国型ゲストワーカー政
策」に至る道

コメンテーター：

小田悠生（中央大学）

司会者：

北美幸（北九州市立大学）

本シンポジウムでは、アメリカ合衆国の移民史の一時代を画した法律である 1924 年移民法に注目し、この法律によって導入された米国の移民法および移民政策の体制を「1924 年移民法体制」と定義したうえで、その特質および歴史的な位置付けについて議論した。

まず、一政（野村）史織氏の第一報告は、20 世紀前半の国際女性平和運動における主要人物の一人であるロジカ・シュヴィマーに焦点を当て、彼女が、1924 年移民法成立前後の米国の移民政策や社会運動をどのように経験したのかを、ナショナリズムと国際主義の視点から考察するものであった。本報告では、19 世紀末から 20 世紀初めの東・南欧から米国への大規模な移民が形成した、大西洋を横断・往復する人々のネットワークと、トランスナショナルあるいはインターナショナルな社会運動が分析され、米欧間での社会改革運動、女性参政権運動や女性平和運動の国際的な展開について論じられた。また、これらの運動にはシュヴィマーのような在米外国人がしばしば参加していたが、1924 年移民法の制定以降の国別割当によって東・南欧からの移民が制限されるなかで、外国籍の運動家の滞在資格や市民権が否定される事例も発生するようになった。このことが、第一次世界大戦後の米国でのナショナリズムの高まりやラディカリズムへの忌避と相まって、運動の展開にも影響を及ぼしたと論じられた。

廣部泉氏の第二報告は、1924 年移民法が確固としたカラーラインを引いたことに注目したうえで、その移民法体制に風穴をあげようとした動きの一つとして、日本に対して移民割当枠を与えることを目指した移民法修正の動きを検討するものであった。1924 年移民法制

定後の日本での対米世論の急速な悪化を受けて、日本に移民割当枠を与えることで日米友好を取り戻そうとの運動が始まるが、当初は日本のみに割当枠を与えることを目指していたこの動きは、徐々に中国など他のアジア諸国も対象とするようになった。本報告では、1943年に実現した中国人の移民割当枠と帰化権を認める措置の背景として、第二次世界大戦を背景とした安全保障上の配慮に加え、戦間期のこの移民法修正運動によって、アジア諸国に移民枠を与えても米国に悪影響をもたらす恐れはほとんどなく、一方で相手国の対米世論を大いに改善するということが、米知識層に一定程度浸透していたという点もあったのではないかと論じられた。加えて、1924年移民法の制定が、在米アジア系住民の間に、ある種のアジア系としての共通意識を発生させるきっかけを与え、その後の移民法修正に向けた動きに影響を与えたとも指摘された。

戸田山による第三報告は、1920年代から60年代までの米国の移民政策について、一定の短期間の滞在と就労を前提として受け入れられる短期移民労働者（ゲストワーカー）に注目して論じるものであった。基本的に米国の国内法のみに基づいて実施される今日のゲストワーカー政策がいつ、どのように成立したのかという問題について、本報告では1942年から64年までメキシコとの行政協定に基づいて実施されたブラセロ・プログラムに焦点を当てる一方、同時期の英領西インド諸島や日本からの農業労働者の受け入れの事例についても検討し、これらの政策の相互関係に着目しつつ考察した。結論として、今日の米国で実施されている国内法のみを法的根拠とした「米国型ゲストワーカー政策」は、1950年代に入ってから、送出国との行政協定に基づく大規模なゲストワーカーの受け入れを米側の諸アクター（連邦政府の担当省庁、農場経営者など）が忌避するようになったことを背景に成立したということを指摘した。

以上の報告に対し、小田悠生氏は、アメリカ移民史の研究動向を整理しつつ、米国の移民法における「移民 (immigrant)」の定義について考察したコメントをおこなった。そのうえで、個別の報告の議論に対する質問および、本シンポジウムが掲げた1924年移民法体制という概念の有効性についての問題提起がなされた。

参加者からは、トランスナショナル／インターナショナルな社会運動と国際人口移動の関係、「アジア系」というアイデンティティの形成過程、ゲストワーカー政策の策定・執行の実態やその歴史的背景などについて、多様な質問が寄せられた。さらに、先住民のシティズンシップにかかわる問題や19世紀末以降の新領土・支配地域の住民の法的地位などに言及する形で、本シンポジウム全体の問題設定の捉え直しおよび米国における市民権についての再考を迫る内容のコメントや質問もあり、たいへんに活発な議論が展開された。

なお、本シンポジウムの登録参加者数は63名であった。

(文責：戸田山 祐)

シンポジウム C 13:30～16:30 (R3102)

アメリカ史の授業展開の試み——一次史料や映像資料利用の工夫

報告者：

鰐淵秀一（明治大学）

日本の大学で初期アメリカ史を教える——ひとつの実践例

青木深（都留文科大学）

「見ればわかる」と「見てもわからない」のあいだで——日米をめぐる大衆文化史に
関連する授業実践の一事例

岡田泰弘（中部大学）

ドキュメンタリー映画『権力を恐れず真実を——米国下院議員 バーバラ・リーの闘
い』の日本での上映に関する事例報告

司会：

佐原彩子（共立女子大学）

近年、高等教育をめぐる状況はさまざまに変化しており、学習方法についてもアクティブラーニングやPBLなど従来型の座学とは異なる方法が定着しつつある。同時に、そうした教育の変化のなかで、企業が求める人材の育成を高等教育機関が自ら担ってしまうことへの危惧もまた高まりつつある。なればこそ、研究者一人一人が何を教えたいか、そのためにはどのような工夫や取り組みが可能か、情報を共有し、意見を交わし合う機会は、意義あるものとなり得るのではないか。このような趣旨のもと、本シンポジウムでは、大学授業を中心としたアメリカ史教育の取り組みについて、一次史料や映像資料を用いる際の工夫などに焦点を当てながら、実践報告と議論が行なわれた。

第一報告では、鰐淵秀一氏が、主に国際系学部や人文学系学部の基礎・教養科目において、初期アメリカ史を教えることについて、直面する困難とそれを乗り越えるための史資料面での工夫を示しながら報告を行なった。まず前提として、鰐淵氏は、今の若者世代にとって洋楽やハリウッド映画はかつてほど訴求力をもたず、アメリカの社会や文化への関心は低下しつつあるということ、またそうした状況もあいまって、外国史であるアメリカ史を学ぶインセンティブが高まりにくいということを指摘し、日本の大学でアメリカ史を教えることは年々難しくなっているとの印象を示した。そして、そこを越えて学生にアプローチするための試みとして、高校世界史から大学のアメリカ史への転換を意識し、様々なアメリカ人の歴史を人種、ジェンダー、植民地主義を踏まえて教えていくやり方や、アメリカ史の学習は今を生きるのに必要な、実用性ある学びであるとしてくり返し強調していく方法が提起された。そのうえで、たとえば「入植初期の先住民と植民者の関係」をテーマとする講義において、ディズニー映画の『ポカホンタス』から始め、作られたイメージと一次史料の肖像とが入れ替わるようなスライドも使用しながら、果たして「実態」とは何か、翻っていかに白人入植者にとって都合の良い話がアメリカ史の記憶として現代に残り、史実を覆い隠してきたのかを、受講者に考えてもらうという実践例が紹介された。全体として、映画やYouTubeから16、17世紀の史料まで「使えるものは何でも使う」方針で、常に現代的な問題意識と

往還させながら、アメリカ史に関心のない学生にも響かせていくという鰐淵氏の授業スタンスが明示された報告であった。

続く第二報告では、青木深氏が、日米をまたいだ大衆文化史をテーマとする講義を、国際社会学科や比較文化学科の学生に向けて展開した事例を報告した。青木氏は、半期 15 回の講義のなかで 1 回は、現在進行中の自身の研究内容に触れる回を設け、実際に研究で扱う映像資料や論文に用いる一次史料を示しながら、いわば「研究者としての姿を見せる」ようにしているという。本報告では、当該の回で用いられた映像資料、すなわち 20 世紀初頭の日系軽業芸人の欧米での活動を記録した映像資料が、一部上映された。仰向けに寝た芸人の足の上で、ほかの芸人が自在に回転し、姿勢を変え続ける「足芸」の一種や、逆立ちして頭で階段を登っていくオリジナリティの高い芸など、日系軽業芸人たちのアクロバティックな動きは誰もが驚くべき身体的パフォーマンスであり、その意味では学生にとっても「見ればわかる」ことである。その「見ればわかる」ことのインパクトを下地に、会場にいた同時代の大衆の「驚嘆」の意味や、芸人たちにとっての喝采されることの意味など「見てもわからない」部分への考察を促す、さらには無音のモノクロ映像であることを糸口に、会場の匂いや観衆の声、出演者の感情といった歴史上の感覚や経験への想像を喚起し、考察を導く、というのが、ここで示された授業上の工夫であった。あるいは、自分自身が研究上どこまで「わかる」のか何が「わからない」のかも見せていく、芸人たちの足跡を追う調査の過程をポスターや広告、インタビュー記事などの一次史料とともに提示していく、といった試行錯誤も交えながら、最終的には「歴史のなかの人間／人間のなかの歴史」への想像力を刺激したいというのが、本報告で示された企図であった。

第三報告では、岡田泰弘氏が、ドキュメンタリー映画『権力を恐れず真実を——米国下院議員 バーバラ・リーの闘い』の上映に際して進めてきた、アメリカ史の教育実践の事例を紹介した（ともに報告する予定であった柳澤幾美氏は、体調不良のため残念ながら欠席となった）。バーバラ・リー議員は、9.11 テロの直後、連邦議会が大統領に対して武力行使を認める決議をした際に、ただ一人反対したことで知られる。そのバーバラ・リーの人物像を追った本作は、日本では配給がついていない状況だが、草の根的な上映会活動によって約 2 年で 28 回もの上映が重ねられてきた。本報告では、それらの上映会を訪れるアメリカ史を専門としない学生や一般の観客に向けて、岡田氏と柳澤氏が行なってきた上映前後の「解説」が、実践例として紹介された。まず第一に、柳澤氏による事前解説では、映画の理解を促進するようなアメリカ史の基礎知識、たとえば連邦議会制度についてやアリス・ウォーカー、ジョン・ルイスといった人物について、あるいはバーミンガムなど公民権運動ゆかりの地について、10 分から 15 分ほどの説明が行なわれてきたという。アメリカ史のある種の「当たり前」を、客層に応じてこのように整理し伝えることで、実際に観客からは「役に立つ」「理解が違う」といった感想が寄せられたとのことであった。一方、岡田氏のアフタートークについては、バーバラ・リーの決断を可能な限り歴史的な脈に位置づけ、解説するよう心掛けてきた旨が語られた。岡田氏によれば、たとえばジェンダー平等を推進する団体などが上映

会を開催することも多く、その観客の性質上、上映後の声としては、日本の政治状況や自身の身の回りの問題に引きつけた感想が多くなる傾向にあるという。映画の見方は人それぞれであるし、むしろ「黒人」や「フェミニズム」にとらわれずに見てもらうことを監督は意図しているそうだが、しかし岡田氏は、そうした見方によりバーバラ・リーの背後に流れる様々な闘いの歴史が見落とされてしまうことへの危惧を示す。ゆえに、自身は歴史研究者として、連邦議会における人種とジェンダーの歴史や、ジャネット・ランキンらバーバラ・リーの先人たちの歴史を提示し、彼女の勇気ある決断を社会的経済的正義を求める歴史的文脈のなかに適切に位置づけるよう努めてきた、という旨がここでは共有された。全体を通して、大学授業の枠を越えていかにアメリカ史を教えるかという命題が追究されるような実践報告であった。

3本の報告後、フロアからは、たとえば大学授業において課題をどのように設定しているか、授業を受ける学生の多様性を尊重しながら、新たな視点の獲得を評価するにはどうすれば良いか、一次史料を用いた授業上の工夫は成績評価とどうつながっていくか、といった質問が寄せられ、諸々の制約があるなかでのアメリカ史の授業のあり方を改めて模索するような議論が展開された。また、バーバラ・リーの映画を大学授業で使用した際の感触などもフロアから提起され、その面でも有意義な意見交換の機会となった。なお、本シンポジウムの参加登録者数は49名であった。

(文責 高橋和雅)